

立命館大学埼玉県校友会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、立命館大学埼玉県校友会と称する。

(目的)

第2条

本会は、母校の発展を期し、併せて、会員相互の親睦及び本部校友会との連絡調整を図ることを目的とする。

(事業)

第3条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の整備及び管理
- (2) 会員及び会員相互の関係を密にするための懇親会、イベント等の実施
- (3) ホームページ等の管理運営
- (4) 他校友会及び母校学生部との交流
- (5) 校友会報の発行
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(資格)

第4条

本会は、立命館大学校友にして、埼玉県に在住又は勤務する者並びに幹事会の承認を得た者を以って組織する。

(会費)

第5条

会員は、本会の総会に於いて定める年会費を納めるものとする。

第3章 役員

(構成)

第6条

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 若干名
- (5) 会計幹事 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 常任幹事 30名以内
- (8) 幹事 50名以内

(職務)

第7条

1. 会長は、本会を代表し、会務を統轄して幹事会を招集し、議長となってその決議を執行する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事長及び副幹事長は、会長の命を受けて会務を執行する。
4. 会計幹事は、当会の会費の管理及び会計記録の作成・保管を行う。
5. 監事は、会計に関する事項を監査する。
6. 常任幹事及び幹事は、幹事長及び副幹事長を補佐し、会員相互の連絡その他必要な会務を行う。

(選出方法)

第8条

1. 会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計幹事及び監事は、幹事会に於いて会員の中から選出し、総会で承認する。
2. 常任幹事及び幹事は、会長の推薦に基づき、幹事会に於いて選出する。

(任期)

第9条

1. 役員の任期は3年とする。但し、再任することができる。
2. 任期途中に選任された役員の任期は、他の現役員の残任期間と同一とする。

(幹事会)

第10条

1. 幹事会は第6条に定める役員によって構成され、会長が招集する。
2. 幹事会の会務は次のとおりとする。
 - (1) 資産管理に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 役員の選挙に関する事項
 - (4) 会則の変更に関する事項
 - (5) 総会の開催に関する事項
 - (6) 会費及びその納入に関する事項
 - (7) その他、本会の運営に関する必要な事項

(議事)

第 11 条

幹事会の議事は、すべて幹事会出席役員の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

但し、本会則を変更する場合は、幹事会出席役員の3分の2以上の賛成を要する。

第4章 総会

(開催)

第 12 条

1. 本会は、毎年1回、幹事会の決定に従い、総会を開催する。
2. 幹事会に於いて必要と認めるときは、臨時総会を開催する。

(招集及び告知)

第 13 条

1. 本会の総会は、会長が招集する。
2. 総会の開催目的及び期日並びに場所は、校友会報又は適当な時期、方法により会員に通知されなければならない。

(議長)

第 14 条

総会の議長は、総会に於いて会員の中から選出する。

(報告・承認事項)

第 15 条

総会で報告・承認する事項は、次のとおりとする。

- (1) 前年度の事業報告
- (2) 当年度の事業計画
- (3) 第 20 条に規定した事項
- (4) 会計監査報告
- (5) 会費の変更
- (6) 会則の変更
- (7) 役員の選任
- (8) その他幹事会で処理した会務

(議事)

第 16 条

総会の議事は、すべて出席会員の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

但し、会則を変更せんとする場合は、出席会員の3分の2以上の同意を要する。

第5章 会計

(事業年度)

第17条

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わるものとする。

(経費)

第18条

1. 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の諸収入を以ってこれに充てる。
2. 本会の会費等の使途は、次のとおりとする。
 - (1) 総会・幹事会の開催・運営に関する支出
 - (2) 会員相互の親睦会、イベント等に関する支出
 - (3) ホームページの管理・運営に関する支出
 - (4) 他校友会との交流等に関する支出
 - (5) 校友会報の発行に関する支出
 - (6) その他、本会の運営のために必要な支出

(報告・承認)

第19条

次の事項は、総会に提出して承認を受けなければならない。

- (1) 前年度の収入・支出決算
- (2) 当年度の収入・支出予算

第6章 相談役及び顧問

(設置と選任等)

第20条

1. 本会は、幹事会の議を経て、相談役及び顧問を置くことができる。
2. 相談役及び顧問は、幹事会に出席し、意見を述べることができる。
3. 相談役及び顧問の選任基準は、別表第1に掲げるものとする。

第7章 支部活動

(支部の設置及び運営等)

第21条

1. 本会は、当会則に定める事項及び幹事会の決定事項を実施するため、支部を置くことができる。
2. 支部の設置、運営及び活動等に関する必要な事項は、幹事会の議を経てこれを定める。

第8章 雑則

(会則の改廃等)

第22条

1. 本会則の改廃は、幹事会の議を経て総会において行う。

2. 本会則は、総会において承認された日の翌日から施行する。
3. 本会則で定めるもののほか、必要な事項は、幹事会の議を経てこれを定める。

附則

当会則の改廃

- (1) 本会則は、平成2年4月1日に制定のうえ、同日から施行する。
- (2) 本会則は、一部改正のうえ、平成10年7月20日の翌日から施行する
- (3) 本会則は、一部改正のうえ、平成14年9月8日の翌日から施行する。
- (4) 本会則は、一部改正のうえ、平成17年9月25日の翌日から施行する。
- (5) 本会則は、一部改正のうえ、平成20年10月19日の翌日から施行する。
- (6) 本会則は、一部改正のうえ、令和2年10月31日の翌日から施行する。

別表第1

| 役職名 | 選出基準 |
|-----|------------------|
| 相談役 | 本会の会長を歴任した者 |
| 顧問 | 本会の会長以外の役員を歴任した者 |